

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20200901	ミヤコ流通 株式会社(法人番号7130001048886) 代表者吉田 幸子	京都府久世郡久御山町森川端18番地の1	ミヤコ流通株式会社関東	埼玉県東松山市松山1534-2(旧:埼玉県坂戸市千代田3-11-1第2原マンション202号)	輸送施設の使用停止(165日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年7月24日及び同年8月5日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(9)整備管理者の選任(変更)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第52条)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(11)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(12)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第3条第1項)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	17	17
20200901	株式会社 ケーユー物流(法人番号6030001092061) 代表者鈴木 晴子	埼玉県草加市長栄2-36-26	本社	埼玉県草加市長栄2-36-26	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年11月11日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	11	11
20200901	有限会社 東日本商事(法人番号9030002077273) 代表者片山 淳	埼玉県越谷市赤山本町3丁目24-1201	群馬	群馬県太田市龍舞町5135	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年11月29日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	4	4
20200901	フクダ運輸倉庫 株式会社(法人番号4030001046127) 代表者福田 民男	埼玉県新座市堀ノ内3丁目9番33号	平塚	神奈川県平塚市横内3209-10	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通知を端緒として、令和元年12月24日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	9	9

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20200901	有限会社 トランスポートズ力(法人番号2020002064072) 代表者 角田 博	神奈川県横浜市青葉区田奈町6-52	本社	神奈川県横浜市青葉区田奈町6-52	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和元年12月6日及び令和2年1月10日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)	26	8
20200901	廣栄企業 株式会社(法人番号2021001036450) 代表者 廣崎 有美	神奈川県平塚市榎木町10-3	海老名	神奈川県海老名市本郷5594	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月15日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	12	12
20200901	緋田運輸 株式会社(法人番号5011201004585) 代表者 緋田 政人	東京都中野区本町4-6-3	本社	東京都中野区本町4-6-3	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、平成31年2月14日及び同年3月14日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20200901	株式会社 アメージングアイ(法人番号4060001025805) 代表者 安藤 小夜美	栃木県宇都宮市板戸町1794-8	高根沢	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字中坂上1411-2	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年12月26日及び令和2年1月23日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画(営業所)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画(休憩睡眠施設)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	7	7

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20200901	株式会社 牧野商事運輸 (法人番号2040001052175) 代表者牧野 吉晃	千葉県君津市久留里大谷294-1	本社	千葉県君津市久留里大谷294-1	輸送施設の使用停止 (95日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年1月16日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20200901	ロジスティクスワールド 株式会社(法人番号3430001033143) 代表者古田 康一	北海道石狩市新港西1-732-4	太田センター	群馬県太田市東新町837-3	輸送施設の使用停止 (95日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年10月2日及び令和2年1月29日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	10	10
20200901	株式会社 GENKI(法人番号2020001091480) 代表者木村 元気	神奈川県横浜市港北区新吉田町5592-1	東京支店	東京都板橋区徳丸8-4-3	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月23日及び同年2月26日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	2	2
20200901	京橋運送 株式会社(法人番号6010001040955) 代表者渡部 敏広	東京都中央区新川2-9-2	府中	東京都府中市梅町5-3-7	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年11月26日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
20200901	有限会社 丸真(法人番号9020002085228) 代表者遊佐 八郎	神奈川県川崎市中原区荻宿50-14	本社	神奈川県川崎市中原区荻宿50-14	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月17日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(10)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	10	10

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20200901	有限会社 加藤興運(法人番号3060002016481) 代表者加藤 昌次	栃木県日光市町谷1031	本社	栃木県日光市町谷1031	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年6月24日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	7	2
20200901	有限会社 飯田建材店(法人番号4060002000006) 代表者飯田 泉	栃木県宇都宮市芦沼町1927	本社	栃木県宇都宮市芦沼町1927	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年8月3日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	16	2
20200901	日本郵便輸送 株式会社(法人番号9010401080499) 代表者原口 亮介	東京都港区西新橋1-16-2	群馬	群馬県高崎市宮原町2-11	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和2年7月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200908	有限会社 サツケン(法人番号6010602033242) 代表者薩摩 賢治	東京都江東区有明4-8-6	大洗	茨城県東茨城郡大洗町港中央1番地	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月22日及び同年12月6日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)点検整備記録簿の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	19	19
20200908	安全自動車 有限会社(法人番号5021002034525) 代表者小嶋 胤家	神奈川県伊勢原市板戸918	本社(旧:秦野)	神奈川県伊勢原市板戸918(旧:神奈川県秦野市菩提155-10)	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年9月20日、同年10月11日、同年10月18日、同年10月21日及び令和2年1月23日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	14	14

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20200908	株式会社 ZENITH(法人番号7040001082424) 代表者中村 美由紀	千葉県野田市清水公園東1-24-6	本社	千葉県野田市清水公園東1-24-6	輸送施設の使用停止(175日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年12月18日及び令和2年1月8日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(10)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、	18	18
20200908	有限会社 武(法人番号6040002074017) 代表者木村 武久	千葉県市原市辰巳台東3-16-B-713	本社	千葉県市原市辰巳台東3-16-B-713	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年1月15日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6
20200908	株式会社 山吹商事(法人番号3060001017423) 代表者吹沢 義之	栃木県栃木市藤岡町大字甲1768-1	宇都宮	栃木県鹿沼市茂呂37-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月15日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	4	4
20200908	有限会社 石橋興業(法人番号1040002079367) 代表者石橋 宗士	千葉県山武市蓮沼ロ-2774	本社	千葉県山武市蓮沼ロ-2774	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月22日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	11	11

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20200908	有限会社 タキガミピアノ (法人番号2011402005534) 代表者瀧上 弘司	東京都板橋区南常盤台 2-15-6	本社	東京都練馬区水川台2-1-2	輸送施設の使用停止 (75日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月31日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	8	8
20200908	沢多運送 株式会社(法人番号4011801008318) 代表者滝田 重治	東京都足立区保塚町9-18	本社	東京都足立区保塚町9-18	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月4日及び同年2月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	2	2
20200908	株式会社 ミヨシ(法人番号7030001019550) 代表者上妻 兼秋	埼玉県さいたま市岩槻区大字末田1090-8	本社	埼玉県さいたま市岩槻区大字末田1090-8	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年11月14日、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第3条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(16)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)、(17)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	16	16
20200908	富岳通運 株式会社(法人番号7090001007450) 代表者浅沼 克秀	山梨県甲府市西下条町1167-8	八王子	東京都八王子市西片倉3-22-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年7月30日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20200915	中村梱包商事 株式会社 (法人番号6011801003597) 代表者中村 悦彌	東京都葛飾区東新小岩 7-15-5	川崎	神奈川県川崎市宮前区 水沢1丁目1番1号(川崎 市中央卸売市場北部市 場内 3F)	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、平成31年4月11日及び令和元年10月23日及び令和2年2月7日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	9	9
20200929	アートパナライン 株式会社 (法人番号 5120901015088) 代表者 木谷 誠二	大阪府茨木市島3-5 -48	酒々井	千葉県印旛郡酒々井町 飯積2-7-1	輸送施設の使用停止 (80日車)	貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条の4	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和2年3月30日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(8)運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(9)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	19	8
20200929	有限会社 鷹藤(法人番号 6020002094611) 代表者森 敏	神奈川県川崎市宮前区水 沢2-3-16	本社	神奈川県川崎市宮前区 水沢2-3-16	文書警告	貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条	無免許運転運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年7月2日及び同年7月9日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)